

第2回役員会 議事録

日時:平成 22 年 5 月 14 日(金)16:00~20:00

場所:神田事務所

出席(敬称略): 中山・野嶋・小泉・高橋・田村・野並・正木・リボウイツ・太田

※定款に関する検討時、石川司法書士同席

事務局: 潮・川島・大竹(記録)・鈴木幸恵

<検討資料>

資料 1 「第 1 回役員会議事録」

資料 2-1 「平成 22 年度日本看護系大学協議会役員名簿」

資料 2-2 「平成 22 年度役員一覧」

資料 3 「平成 22 年度日本看護系大学協議会 新設校一覧」

資料 4-1 「平成 22 年度活動方針(案)」

資料 4-2 「平成 22 年度事業活動計画書」

資料 5 「貸借対照表・正味財産増減計算書・収支計算書」および「決算報告書」

資料 6-1 「一般社団法人日本看護系大学協議会定款」

資料 6-2 「平成 22 年 4/30~5/10 まで 日本看護系大学協議会定款案への意見」

資料 6-3、6-4 「一般社団法人日本看護系大学協議会定款(案)に対する意見」

資料 7-1 「一般社団法人日本看護系大学協議会 定款施行細則(案)」

資料 8-1-1「日本看護系大学協議会収支予算書(事務局人権費例年並み)」

資料 8-1-2「日本看護系大学協議会収支予算書(事業通常・常勤者雇用)」

資料 8-2 「日本看護系大学協議会 法人化後収支予算書(案)」

資料 9 「平成 22 年度日本看護系大学協議会 総会出欠状況」

資料 10-1「平成 22 年度日本看護系大学協議会総会次第」

資料 10-2「平成 22 年度総会「議事」での採決方法および活動報告等の担当者について」

資料 11 「看護系大学の教育に関するデータベース調査のお願い」

資料 12 「平成 22 年度 JANPU 役員会(理事会)日程調整票」

資料 13 「第 1 回チーム医療推進会議 議事次第および資料 1~5」

(追加:「平成 22 年度 第 1 回高度実践看護師制度推進委員会活動報告(案)」)

資料 14 「平成 22 年度事業活動経過報告書(FD委員会)および添付資料(研究協力依頼等)」

I. 議題

1. 第 1 回役員会議事録(案)の承認

役員の仕事分担について一部修正することで、議事録は承認された。

2. 平成 22 年度役員の確認

1) 平成 22 年度日本看護系大学協議会役員名簿(資料 2-1)

内容が確認され、表記を工夫することで了解された。

2) 平成 22 年度役員一覧(資料 2-2)

役員の職位は記載せず、「大学名・学科名の」は「所属機関」とし、所属機関の表記方法を修正することが確認された。

3. 新会員校の紹介と名称変更大学の確認

資料 3 の通り、新会員校は 12 校で修正なしとの報告がされ、了解された。

4. 事業活動計画と委員の承認

1) 平成 22 年度活動方針(案)について(資料 4-1)

平成 22 年度活動方針は、案の通り承認された。

2) 平成 22 年度事業活動計画書(案)について(資料 4-2)

(1) 掲載内容と委員会の構成メンバー

平成 22 年度の活動計画書(案)については、一部委員会の内容を差し替えること、委員会メンバーを一部変更することで承認された。

また、委員会の代表者は「役員」が担当が、役員が重複して委員会の構成メンバーになることは避ける必要があること、会員校から広く意見を求める意味でも、総会で委員を募集していくことについて合意が得られた。

(2) 高度実践看護師制度推進委員会の活動内容について(田村幹事より)

『「第三者機関」に対する基本的考え方の整理と提言を行う』という活動内容を計画書に含めることへの是非について田村幹事より検討が求められた。検討の結果、本協議会は専門看護師の認証を担ってきた経緯もあり、特定看護師(仮称)の認証に関わる「第三者機関」として関与していくことを表明する必要があるのではないか、との意見が提示され、計画書に明記する必要があるとの合意が得られた。

5. 平成 21 年度決算報告書について(会計より)

1) 平成 21 年度の決算報告・会計監査について

前事務所の解約に伴う敷金等の清算の遅れや文科省からの委託金執行が 4 月まで認められたにより会計決算が遅れていることが報告された。

そのため、第 4 四半期の会計報告書に基づき暫定的な収支差額が以下のように報告された。

第 4 四半期までの事業活動収入合計	29,894,003 円
第 4 四半期までの事業活動支出合計	20,823,491 円
第 4 四半期における収支差額	7,070,512 円

収支差額が、約 700 万円の黒字決算になった理由としては、①高等教育行政対策委員会(コアカリキュラム検討WG)や看護教育評価機関検討委員会の活動費用を外部資金から調達することができたこと、②FD 委員会が例年開催している講習会が、講師の都合で平成 22 年 4 月の開催となったため、その費用が繰り越したこと、③旅費交通費の節約を図るために各委員会の開催日程を他の会議と同日になるように調整したことが確認された。

また会計監査は 5 月 24 日に実施する予定であることが報告された。

6. 定款案について(リボウィッツ幹事)

1) 一般社団法人日本看護系大学協議会定款(資料 6-1)の文言に関する修正部分の確認

(事業) 第 3 条(3)専門看護師教育課程の推進事業について

本協議会が高度実践看護師制度の制度化に向けて検討、提案を行う事を踏まえると、「高度実践看護師制度の推進事業」という表現の方が適切ではないかとの意見が示された。検討の結果、「高度実践看護師制度」について厚労省での検討は開始されているが、現時点での変更は第三者の混乱を招く可能性があり、当面は専門看護師教育課程の見直しを行うことから、定款案には「専門看護師教育課程の推進」という表現を用いることで承認が得られた。

2) 日本看護系大学協議会定款案への意見(資料 6-2、6-3、6-4)に関して

会員校から出された定款案に対する回答を総会前に全会員校へ送付するにあたり以下のように加筆・修正することが了解された。

(社員の資格) 第 8 条における「省庁大学校」の表記は正式な名称かとの意見については、正式名称であることが確認され、定款案は現行の表現とする事で合意された。

(設立社員の氏名および住所) 第 39 条における設立時の社員は役員だけに限定するのかとの意見については、設立社員とは設立のときに事務を行う社員であり、公証役場で印鑑証明書提出も求められている。

3) 定款案承認後の手続きについて(石川司法書士)

5 月総会での定款が承認されれば、5 月 31 日(月)に定款を公証役場へ持参し、6 月 1 日に登録をすることができるとの報告がされた。

7. 一般社団法人日本看護系大学協議会定款施行細則(案)および日本看護系大学協議会役員選出規程(案)の確認(野並幹事)

1) 一般社団法人日本看護系大学協議会定款施行細則(案)について(資料 7-1、追加資料)

(1) 第 1 条の記載内容の確認

現行案では、本会の運営に必要な事項として①会費、②委員会の設置、③役員任期を明記しているが、施行細則に定める事項はこれに限定されるものではない。そこで、第 1 条には運営に必要な事項の明記は行わず、それぞれの条項において、定款との関係を示しながら明記することで合意が得られた。

(2) 第 8 条の「役員任期」に関して

「会員校の代表」は会員校が決定するものであり、必ずしも学部長、学科長を意味するとは限らない。したがって、職位の変更は会員校の代表としての立場をなくすことにならないため、「…会員校の代表としての立場をなくした場合…」という表現は適切でないとの確認がされた。また、役員任期に変更が生じて、会員校の代表であれば役員任期の継続はできることを明文化する必要があることについて合意が得られた。

(3) その他の修正

第 5 条の①～⑤の表記は、(1)～(5)に修正することで合意が得られた。

2) 日本看護系大学協議会 役員選出規程(案)について(資料 7-2)

野嶋幹事より、今回追加・修正した部分(第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 6 条の 5 および 7、第 8 条)につい

て説明が行われ、合意が得られた。また、第1条において、役員選出規程が定款および定款施行細則に基づいていることを明記する必要があるとの提起がなされ、合意が得られた。

3) 定款施行細則(案)および役員選出規則(案)の承認について

定款施行細則(案)および役員選出規程(案)に関しては、役員会での承認後、5月の定期総会で「定款施行細則(案)」「役員選出規程(案)」を配布し、7月開催予定の第1回社員総会までに会員校から意見を受けて、第1回社員総会で承認を諮ることが了解された。

8. 平成22年度収支予算案および法人化に伴う予算試算について(資料8-1-1、資料8-1-2)

会計より平成22年度の収支予算案の方針として、①神田事務所の常勤職員雇用に関して総会で承認を得た上で計上するのか、②役員会の承認事項として、常勤職員雇用に伴う費用を収支予算案に盛り込むのか確認が行われ、②の方針で収支予算案を作成し、常勤職員雇用の方針も含めて審議を問うことが了解された。

ただし、常勤職員雇用に伴い雑給および福利厚生費が増額されるため経常支出が経常収入よりも上回り、赤字収支予算案となる。そのため、平成22年度のみにかかる予算(例えば、データベース用の調査票開発費用)の扱いを検討し、資料8-1-2を基に収支予算案を作成することが了解された。

9. 平成22年度総会の運営について

1) 総会出欠状況について(資料9)

新会員校を含めた193校中186校から出席との回答を得ており、3校から同伴者を希望する問い合わせがあったとの報告がされた。総会当日は、同伴者用の座席として、30席程度の準備が可能との報告がされた。

2) 総会次第と総会資料の確認

(1) 「平成22年度日本看護系大学協議会総会次第」(資料10-1)

総会当日の議事に要する時間について最終検討を行った結果、当初の予定通りの時間で進めることが確認された。ただし、総会当日議事に対する質疑に時間を要する可能性を踏まえ、議事の進行によって開始が遅れる可能性を事前に連絡することとなった。

(2) 「平成22年度総会「議事」での採決方法および活動報告等の担当者について」(資料10-2)

総会の運営を円滑に行うために、議事の採決方法(投票・拍手・挙手)について検討を行った結果、投票による採決は3回(決算報告・定款案・予算案)とし、「賛成」および「反対票」のいずれかに投票する形式とすることで承認が得られた。

3) 総会当日の役割分担(資料10-2)

総会当日の役割分担について確認を行い、①平成22年度活動計画は会長が説明すること、②「看護学教育評価機関検討委員会」から委員を募集するアナウンスを行うこと、③定款案はリボウィッツ幹事が、会員校の意見を受けて修正を加えた経緯を説明すること、ことで合意が得られた。

10. 高度実践看護師の教育課程に関して

1) 高度実践看護師制度推進委員会より(田村幹事、資料13)

特定看護師(仮称)に関する動きを受け、本会の見解を示す必要があるとの意向が提案された。今後は専

門看護師および特定看護師(仮称)の位置付けや業務範囲、教育課程について、本協議会で討議する場を早急に設定する必要があることが確認された。

2) 特定看護師(仮称)に関する説明について(中山会長)

総会当日の午前中に「特定看護師」に関する情報提供を行いたいとの意向が会長より示され、役員承認が得られた。情報提供は、高度実践看護師制度推進委員長の田村幹事が行い、時間は、11時～11時45分とする。この件について、CNS説明会担当者と時間調整を行い、早急に会員校に周知することとなった。

11. その他

1) データベースの調査期間について(資料11)

委託業者の変更を予定しており、実施期間が9月に変更になる見込みであることが報告された。

2) 第1回社員総会の予定について

同伴者の参加希望が予測されるため現在予約している会場(220名収容)より広い会場を準備する必要性について検討された。日程が差し迫っていることを勘案し、会場確保の困難性からも予定の会場での実施で合意が得られた。また、第1回社員総会では「定款の施行細則および役員選出規程の承認」と「コアカリキュラムの問題について」の討議を予定することが確認された。

3) 今後の役員会日程について(資料12)

第4回 9月23日(木) 13:00～17:00

第5回 12月11日(土) 13:00～17:00

4) FD委員会での若手看護学教員を対象にした調査の実施計画について(資料14)

FD委員会が教員経験5年未満の若手教員を対象に調査を行うことが報告され、総会当日、調査協力を求めることについて合意が得られた。

II. 庶務報告

1) 会員校がパスワードの紛失と再発行に関して

会員校の25%がパスワードを紛失しており、事務局へ再発行の依頼があり、その対応に追われていることについて報告された。この現状の対応策として、総会において現状を報告し注意を喚起するとともに、IDおよびパスワードが記載されたカードを会員校へ配布することが了解された。

2) 平成22年度活動報告書の送付

5月17日(月)に納入されるため18日(火)に発送予定であることが報告された。また、今後は増刷を少なくするためにホームページに「PDFファイル」で登録していく予定であることが報告された。

3) その他

神田事務所にPCにリンクし印刷可能なホワイトボードを購入が了解された。

<次回役員会日程>

日時:平成22年7月4日(日) 13:00～17:00

場所:神田事務所